

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

「暴力団対策法」で規制されている暴力的要求行為の26号と27号の事例紹介となります。法9条については、以上の説明となります。今回は、それに加え法10条以降の条文について説明していきます。法10条から法12条の4までの説明です。参考にいただければと思います。

今月から県民会議の事務局が新体制となりました。機関紙「Joho」の配信以外の、相談業務もより充実した業務となるように努めますので、どうかよろしくお願いいたします。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

1 暴力的要求行為の禁止(法9条)～以下の3要件を満たす行為が禁止される。(代表的27事例の紹介)

- (1) 行為の主体が指定暴力団であること。
- (2) 「その者の所属する指定暴力団等の威力を示す」という手段、方法を用いること。
- (3) その行為が法9条各号に定める暴力的要求行為であること。

㉔ 公共事務事業に係る不当契約要求行為

国、地方公共団体等に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を売買、貸借、請負等の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為

㉕ 公共事務事業の契約の相手方に対する指導等を不当に要求する行為

国、地方公共団体等に対し、売買、貸借、請負等の契約の相手方に、業務に参入させるよう、指導、助言等をするをみだりに要求する行為

2 暴力的要求行為の要求等の禁止(法10条)

法10条では、指定暴力団員のみならず一般人も、指定暴力団員に対し、「暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、唆したりすることや、暴力的要求行為をしている現場に立会い、当該暴力的要求行為をたすけること。が禁止されている。

3 暴力的要求行為等に対する措置命令(法11条及び法12条)

指定暴力団員が暴力的要求行為を行った場合、又法10条に違反する行為が行われた場合には、公安委員会は、暴力団員等に対し中止命令や再発防止命令を発することができる。

4 指定暴力団等の業務等に関して行われる暴力的要求行為に係わる再発防止命令(法12条の2)

上位の指定暴力団の業務に関して、上位の指定暴力団員の方針に従って、組織ぐるみで暴力的要求行為が行われた場合には、上位の指定暴力団員に対し、再発防止命令を発することができる。

5 準暴力的要求行為の要求等の禁止等(法12条の3及び法12条の4)

指定暴力団員が、指定暴力団員以外に対し、当該指定暴力団の威力を示して法9条各号に掲げる不当な要求行為をすることを要求し、唆し、依頼したりするなどの行為が禁止されており、その違反に対しては再発防止命令を発することができる。